

各種相談

年金相談

3月11日 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市民会館

予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業問題相談

3月18日 9時～11時30分 農業委員会事務局

予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

※開催日の1週間前までに予約が必要です。

行政相談

3月18日 10時～12時 美祢市民会館

3月25日 13時30分～16時30分 別府公民館

心配ごと相談

毎週水曜日 13時30分～16時30分 (受付16時まで)

3月4日 伊佐公民館、赤郷公民館

3月11日 美祢市社会福祉協議会、
秋芳地域福祉センター

3月18日 美祢市社会福祉協議会、
美東地域福祉センター

3月25日 美祢市社会福祉協議会、別府公民館

職業相談

3月11日 10時～11時 美祢市美東センター

3月11日 12時30分～16時 サンワーク美祢

3月25日 10時～11時 嘉万公民館

3月25日 12時30分～16時 サンワーク美祢

問合せ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権相談

3月4日 13時30分～16時30分 赤郷公民館

3月11日 13時30分～16時30分

秋芳地域福祉センター

3月18日 10時～15時 美祢市民会館

司法書士による無料法律相談会

3月5日 13時～15時 美祢市役所

4月2日 13時～15時 美祢市役所

(3月26日 予約開始)

弁護士による無料法律相談

3月19日 13時30分～15時20分 美東総合支所

(3月12日 予約開始)

予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間	9時～17時
3月1日 札幌クリニック	[大嶺町吉則]	☎0837(52)2847
3月8日 藤村内科クリニック	[大嶺町前川通]	☎0837(54)1420
3月15日 原田外科医院	[大嶺町前川通]	☎0837(52)0756
3月21日 中元医院	[伊佐町稲荷町]	☎0837(53)0323
3月22日 白井クリニック	[於福町金山2区]	☎0837(56)1122
3月29日 山本医院	[大嶺町中村上]	☎0837(52)1516

美祢郡医師会	診療時間	9時～17時
3月1日 あきよし竹尾クリニック	[秋芳町秋吉]	☎0837(63)0088
3月8日 美東病院	[美東町大田]	☎08396(2)0515
3月15日 さかい内科クリニック	[秋芳町秋吉]	☎0837(62)1200
3月21日 美東病院	[美東町大田]	☎08396(2)0515
3月22日 時澤医院	[秋芳町秋吉]	☎0837(62)0015
3月29日 美東病院	[美東町大田]	☎08396(2)0515

保健だより

健康相談	1歳6か月児健康診査
3月6日 9時30分～11時 別府公民館	3月10日 13時～13時30分 美祢市保健センター
育児相談	3歳児健康診査
3月9日 13時30分～15時 美祢市保健センター	3月18日 12時30分～13時15分 美祢市保健センター
3月19日 9時30分～11時30分 秋芳保健センター	離乳食学級 3月3日 10時30分～11時30分 美祢市保健センター
3月30日 9時30分～11時30分 美東保健福祉センター	

3月納付 納期限
カレンダー 3月31日

納付種別	納付対象
有線テレビ使用料	6期
国民健康保険料	9期
住宅使用料	3月分

あなたの住所に「方書(かたがき)」は入っていますか？

アパートや市営住宅などの集合住宅の場合、同じ世帯ではないのに住所は同じなど、地番の表示だけでは世帯状況がわかりにくく、郵便物をご本人に正確に届かないなどのトラブルが発生しています。

住民票の住所には「方書」を記載し、そのようなトラブルを防止することが必要です。

※方書(かたがき)とは、住所が番地までの記載だけでは明らかでない場合に付け加える「アパート名」、「部屋番号」、「何某方」などのことです。

集合住宅等にお住まいで、同じ地番に複数の世帯が存在する場合は、ご本人から住民票に方書を表示する届出を行い、郵便物や各種通知等が確実に届くようにすることが大切です。

【例】

届出前：美祢市〇〇町〇〇1234番地



届出後：美祢市〇〇町〇〇1234番地 (△△アパート□□号)
又は 美祢市〇〇町〇〇1234番地 (△△方)

◆方書の登録又は変更を希望される人は手続きが必要です

【申請者】世帯主又は同一世帯の人

(同一世帯でない人が代理で申請される場合は、委任状が必要です)

【申請場所】市民課住民係、各総合支所市民窓口係又は各出張所

【持参するもの】本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)、印鑑(みとめ印)

※方書登録(又は変更)の際の各種カード、保険証等の取扱い

- 住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード及び旧外国人登録証について
カードに方書の追加記載が必要です。手続きの際にご持参ください。
- 国民健康被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・各種医療費受給者証について
希望者には方書を追加記載します。(記載がなくても有効期間満了日まで使用できます。)
- 運転免許証について
方書記載に伴う住所変更手続きは不要です。

各種カードや被保険者証に方書の追加記載を希望される人は、本庁市民課又は各総合支所市民窓口係にご持参ください。

住所の届出は正しく行いましょう。

住民票(住民基本台帳)には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

あなたが行政サービスを確実に受けられるようにするため、引っ越しなどにより住所を移したときは、速やかに住所変更の届出を行ってください。

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5230

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

この制度は、障害のある人や高齢者のほか、けが、妊産婦などの車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県制度です。

なお、中国・四国・九州地方の外、各県でも同様の制度の利用が開始されていますので、県外へ外出された時にも利用できます。

対象

- 障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人
- けが、妊産婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

利用証の交付・返還

●交付・返還窓口

地域福祉課、各総合支所総合窓口課、保健センター、
美祢市社会福祉協議会各地域福祉センター

申請時に持参するもの

- 身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など
- ※申請に必要な書類があります。

詳しくは利用証交付窓口へお問い合わせください。

利用証の返還

けが、妊産婦などで、有効期限のある利用証の交付を受けた人は、有効期限経過後、速やかに窓口へ返還をしてください。



問合せ先 地域福祉課 ☎0837(52)5228